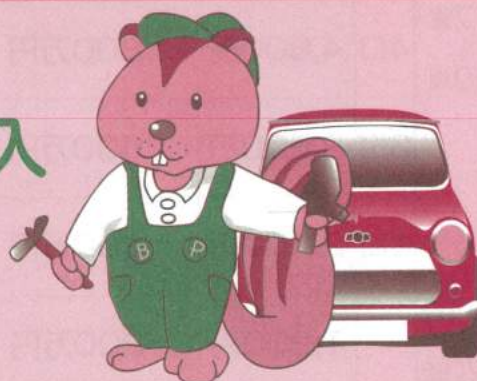


おかげさまで
制度発足30周年

日本自動車車体整備協同組合連合会 福祉共済制度のおすすめ

災害保障特約・災害割増特約付団体定期保険

今年度より75歳まで継続加入
できるようになりました!



制度の特長

1. 加入しやすい掛金で大きな保障が得られます
2. 保険期間は1年なので毎年保障の見直しができます
3. 医師の診査はなく告知書扱いで加入できます
4. 業務中・業務外を問わず24時間保障されます



この保険は、死亡等の保障を目的とする保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。
保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。

連絡先：



日本自動車車体整備協同組合連合会

保障内容と月払掛金

最高額の6口をおすすめします。必要に応じた口数をお選びください。

保障内容 と掛金	年齢・ 加入口数	月払掛金 (概算)	死亡・高度障害	不慮の 事故による死亡	不慮の事故による障害		不慮の 事故による入院	
			死亡または別表 1の第1級(高度 障害状態)にな られたとき	不慮の事故また は別表2の感染 症により死亡さ れたとき	不慮の事故によ り別表1の第1 級(高度障害状 態)にられた とき	不慮の事故によ り別表1の第2 級～第6級のい ずれかに該当さ れたとき	不慮の事故に より5日以上入 院されたとき (120日限度)	
			死亡・高度障害保険金	死亡保険金 +災害保険金	高度障害保険金 +障害給付金 +災害高度障害保険金	障害給付金	入院給付金	
17歳 ～ 60歳	6口	7,200円	1,200万円	2,400万円	2,400万円	60万円～ 420万円	1日につき 9,000円	
	5口	6,000円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	50万円～ 350万円	1日につき 7,500円	
	4口	4,800円	800万円	1,600万円	1,600万円	40万円～ 280万円	1日につき 6,000円	
	3口	3,600円	600万円	1,200万円	1,200万円	30万円～ 210万円	1日につき 4,500円	
	2口	2,400円	400万円	800万円	800万円	20万円～ 140万円	1日につき 3,000円	
61歳 ～ 70歳	1口	1,200円	200万円	400万円	400万円	10万円～ 70万円	1日につき 1,500円	
71歳 ～ 75歳	1口	年齢 (生年月日)	71歳 (S22.2.1生～ S23.1.31生)	72歳 (S21.2.1生～ S22.1.31生)	73歳 (S20.2.1生～ S21.1.31生)	74歳 (S19.2.1生～ S20.1.31生)	75歳 (S18.2.1生～ S19.1.31生)	
		性別						
		男性	3,300円	3,600円	4,000円	4,400円	4,900円	
女性	1,800円	1,900円	2,100円	2,300円	2,600円			

☆年齢は保険年齢です。保険年齢は更新日(8月1日)現在の満年齢とし、端数月については6ヵ月超は1歳切上げます。

☆掛金は、70歳6ヵ月までは「平均保険料率」、70歳6ヵ月超は「年齢群別保険料率」を使用します。

☆記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。

☆掛金には制度運営費が含まれています。(保険料とは、掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)

☆60歳6ヵ月超の方は、1口(200万円)を限度とします。

【保障内容について】

- ◆死亡保険金 保険期間中に死亡されたとき、お支払いします。
- ◆高度障害保険金 加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中に別表1の第1級(高度障害状態)に該当されたとき、お支払いします。
- ◆災害保険金 保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき、または保険期間中に発病した別表2の感染症により死亡されたとき、お支払いします。
- ◆災害高度障害保険金 保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表1の第1級(高度障害状態)に該当されたとき、または保険期間中に発病した別表2の感染症により別表1の第1級(高度障害状態)に該当されたとき、お支払いします。
- ◆障害給付金 保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表1の障害状態に該当されたとき、お支払いします。
- ◆入院給付金 保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に日本における病院・診療所またはこれと同等とみなされる日本国外の医療施設にその傷害の治療目的で5日以上入院されたとき、1日につき、所定の入院給付金をお支払いします(1日目から)。ただし、同一の不慮の事故について通算して120日(更新前の入院日数を含みます。)を限度としてお支払いします。

※不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故で約款に定めるものをいいます。

【ご加入に際して】

制度の趣旨

当制度は、被保険者の遺族および被保険者の生活保障を目的とするものです。

加入資格

日本自動車車体整備協同組合連合会加盟組合の組合員事業主、その役員および従業員ならびに事務局の役員の方で、加入（増額）申込日現在健康で正常に就業している、更新日現在16歳6ヵ月超65歳6ヵ月までの方全員を加入させていただきます。
加入事業所が組合員資格を失った場合、この制度から脱退となります。

継続加入の取扱

一旦加入されれば、加入資格を満たすかぎり以後の更新時にたとえ病気であっても、保険金額は前年度と同額またはそれ以下で75歳6ヵ月まで継続加入できます。
ただし、更新日（2018年8月1日）現在60歳6ヵ月超の方は、新規加入および継続加入の方ともに1口（200万円）を限度とします。

被保険者同意

加入・増額に際しては、被保険者となるべき方全員に保険加入・増額に同意することを確認していただきます。その際、被保険者となることに同意された全員の方の記名・押印のある申込書（同意確認書）をご提出ください。

掛金

掛金は、保険料に制度運営費を加算しています。
掛金は組合員事業主の負担で、前払かつ月払です。ご指定の金融機関口座より自動振替します。振替日は毎月27日となります。
（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。）

保険期間

2018年8月1日（更新日）から2019年7月31日までの1年間で、以後1年ごとに更新します。特にお申し出がなければ自動的に更新継続します。ただし、保険期間の途中で加入される方については、中途加入日より2019年7月31日までで、以後1年ごとに更新します。
加入資格を失い制度から脱退した場合には、脱退した月の月末までの保障となります。ただし、当月分の掛金を払込むことが必要です。

効力発生日

ご加入（増額）申込み後、2018年8月1日より効力が発生します。
保険期間の途中で加入される場合は、申込み後、中途加入日より効力が発生します。

中途加入・脱退

保険期間の途中で加入される方について、毎月1日より20日までの申出分について翌々月1日より、21日より月末までの申出分について翌々々月1日の取扱いとなります。
また、保険期間途中で脱退される方について、毎月1日より20日までに異動通知を提出された方は翌月末まで、21日より月末までに異動通知を提出された方は翌々月末日の脱退となります。
※加入口数の変更（増額・減額）は、年1回（8月1日）の取扱いとなります。

受取人

保険金・給付金受取人は被保険者の同意を得て、組合員事業主とします。
ただし、保険金・給付金の支払いの際には、被保険者または被保険者の遺族の了解が必要となります。遺族とは、労働基準法施行規則第42条および第43条に定められる順位の方とします。

配当金

1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。

申込方法

別紙申込書に必要事項を記入・押印のうえ、協連事務局へご提出ください。

税務上の取扱

法人の負担した掛金は全額損金として処理できます。その掛金は役員および従業員の所得税の対象となりません。
個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費として処理でき、その掛金は従業員の所得税の対象となりません。
〔2018年2月現在の税制〕

〈引受保険会社〉

この保険契約は太陽生命保険株式会社を事務幹事保険会社とする生命保険契約です。引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。

また、この引受保険会社および引受割合は、将来変更することがあります。

（引受保険会社（引受割合））（2017年8月1日現在）

太陽生命保険株式会社	引受割合（66.50%）	〔事務幹事保険会社〕	
ジブラルタ生命保険株式会社	引受割合（18.32%）	三井生命保険株式会社	引受割合（11.80%）
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	引受割合（ 2.95%）	FWD富士生命保険株式会社	引受割合（ 0.38%）
メットライフ生命保険株式会社	引受割合（ 0.05%）		

〈個人情報に関するお知らせ〉

この保険は、日本自動車車体整備協同組合連合会（以下、日車協連）を保険契約者、日車協連加盟組合（以下、組合）傘下の組合員（以下、傘下組合員）の事業主、役員および従業員を加入対象として運営されます。当保険の運営にあたっては、各傘下組合員は、加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、個人情報）を、日車協連および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。日車協連は組合および各傘下組合員に個人情報を提供し、組合および各傘下組合員は個人情報を保険運営のため取扱います。なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き日車協連、組合、傘下組合員および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
〔注〕保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

【別表1】障害等級表兼給付割合表（公的な身体障害者認定基準等とは異なります。）

等級	障害状態	給付割合
第1級（高度障害）	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

【高度障害状態に関する補足説明】

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害（視力障害）
(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

別表1の障害状態第2級～第6級の詳細は団体にお問い合わせください。

保険金等の支払いに関してはつぎに該当した場合、支払われないこともありますので申込みの際特にご注意ください。

★増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金等が支払われません。

★死亡・高度障害保険金が支払われない場合

- ① 加入（増額）日から起算して1年以内における被保険者の自殺（死亡保険金）
- ② 被保険者の故意（高度障害保険金）
- ③ 保険契約者、保険金受取人の故意（死亡・高度障害保険金）
- ④ 戦争その他の変乱（注）（死亡・高度障害保険金）
- ⑤ 保険契約者または被保険者の告知内容が故意または重大な過失によって事実と異なるとき

★災害保険金、災害高度障害保険金、障害給付金、入院給付金が支払われない場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 災害保険金受取人、災害高度障害保険金受取人、障害給付金受取人または入院給付金受取人の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の犯罪行為
- ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故
- ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
- ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑧ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱（注）

（注）その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金・給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

※別表1の給付割合は、災害保障特約による災害保険金（1口につき100万円）に対するものです。

【別表2】災害保険金の支払対象となる感染症 平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

コレラ（A00）、腸チフス（A01.0）、パラチフスA（A01.1）、細菌性赤痢（A03）、腸管出血性大腸菌感染症（A04.3）、ペスト（A20）、ジフテリア（A36）、急性灰白髄炎（ポリオ）（A80）、ラッサ熱（A96.2）、クリミア・コンゴ出血熱（A98.0）、マールブルグウイルス病（A98.3）、エボラウイルス病（A98.4）、痘瘡（B03）、重症急性呼吸器症候群（SARS）（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）（U04）